

月例総会議事録

1 招集日時 令和7年3月17日(月)

2 開会日時及び場所

令和7年3月17日(月) 午後1時45分

防府市役所本館2階 共用会議室2A・2B

3 閉会日時 令和7年3月17日(月) 午後2時40分

4 委員氏名

(1)出席者(16名)

(1番)池田 静枝 (2番)石川 眞平 (3番)小山 巽 (4番)関谷 芳広
(5番)原田 政祥 (6番)倉重 俊則 (7番)木原 伸二 (9番)松田 祥治
(11番)池田 寛 (12番)松永 初恵 (13番)熊安 悦子 (14番)末廣 儀久
(15番)弘中ヨネ子 (16番)原田 道昭 (17番)藤井 伸昌 (18番)横木 勉

(2)欠席者(2名)

(8番)田村 正信 (10番)貞平 克己

5 議事に参与した者

農業委員会事務局長	栗原 努
” 事務局長補佐	重村 郁子
” 農地振興係長	砂田 智子
” 書 記	福田 謙一郎
” 書 記	筑後 礼人

6 提出議案及び報告事案

議案第12号 農地法第3条の規定による許可申請について

議案第13号 農地法第4条の規定による許可申請について

議案第14号 農地法第5条の規定による許可申請について

議案第15号 農用地利用集積等促進計画案について(所有者・機構間契約)

議案第16号 農用地利用集積等促進計画案について(機構・受け手間契約)

議案第17号 農用地利用集積等促進計画案について(一括契約)

報告第12号 農地法第4条第1項第8号の規定による農地転用届出について

報告第13号 農地法第5条第1項第7号の規定による農地転用届出について

報告第14号 農地法第18条(通知)

報告第15号 農地法施行規則該当転用届について

報告第16号 現況証明書の発行について

報告第17号 時効取得について

報告第18号 農地所有適格法人報告書について

7 会議の要領及び議決事項

議長 本日の出席委員が定数に達したので開会を宣言し、下記委員を署名委員に指名す。

7 番 木原 伸二委員

9 番 松田 祥治委員

午後 1 時45分開会

○事務局 皆さん、こんにちは。ちょっと定刻より早いんですけど、始めさせていただきます。

ただいまから令和7年3月の月例総会を開催いたします。

本日は、8番、田村委員、10番、貞平委員が欠席でございます。過半数の委員が御出席ですので、会議規則第6条の規定により、総会が成立することを御報告いたします。

それでは、会長に御挨拶いただいた後、議長として議事の進行のほうをよろしく願いいたします。

○藤井会長（あいさつ）

それでは、議事進めていきます。

本日の議事録署名委員さんは、7番の木原委員さん、9番の松田委員さんをお願いします。どうぞよろしくお願いいたします。

それでは、議案審議に入ります。

議案第12号、事務局、説明をお願いします。

○事務局 議案第12号、初めに議案資料の修正をお伝えします。お手元の修正連絡票を御覧ください。

議案資料17ページの営農計画書が差し替えになります。先ほど配りました物のほうが最新でございます。すみません、よろしくお願いします。

では、御説明いたします。議案書の1ページ、資料の1ページからになります。

議案第12号は、農地法第3条の規定による許可申請についてです。今回の申請は7件になります。目的については、所有権の移転が7件です。譲受理由は、耕作に便利が1件、生前贈与が1件、代替地取得が1件、相手方の要望によるものが2件、新規就農が1件、規模拡大が1件です。譲渡理由は、耕作困難が5件、相手方の要望によるものが1件、相続人不在によるものが1件です。別途、営農計画書を御参照の上、御審議のほどよろしくお願いいたします。

○藤井会長 それでは、1番、地元委員さん、説明をお願いします。

○7番 7番の木原です。議案第12号の1は、所有権移転の案件です。

3月2日に現地確認及び聞き取り調査をいたしました。申請地は、———にある住宅街の一角にあります。譲渡人は———、現況は防草シートで覆われています。譲受人は———であることから、耕作便利で家庭用菜園として利用するそうです。

今回の調査は、第3条の許可基準判定表を基にチェックをいたしました。全て資料のとおりで、特に問題はないと判断いたしました。皆様の御審議よろしく願いいたします。

○藤井会長 審議に入ります。御意見のある方、お願いします。よろしいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○藤井会長 御意見ないようですので、採決に入ります。承認いただける方、挙手をお願いします。

〔賛成者挙手〕

○藤井会長 ありがとうございます。全員賛成ということで、1番、承認いたします。

続きまして、2番、地元委員さん、説明をお願いします。

○2番 2番、石川です。議案第12号の2は、所有権移転の申請です。

3月10日に事務局と池田委員さんと一緒に現地を確認しました。その後、14日15日で聞き取りを行いましたので、その結果を報告します。

現地は、———のところへあります。譲受人、譲渡人ともに———ですが、現在も———と言われたんですが、通って耕作をされています。綺麗にできているんです。畑だけですが、耕作をされています。

それから、この地図の下側になるんですが、家がありますが、———になります。ただ、———になっていますが、倉庫を使っておられます。倉庫の中を見せてもらいましたが、計画書のとおり、農機具が全てありまして、中もきれいに整備されていたので、本当にしょっちゅう来て管理をされているというのがよく分かりました。今回のところを譲り受けて、もうちょっと広くいろんな野菜を作りたいということでした。

それから、農地法第3条の関係については、特に問題はないと思います。報告は以上です。皆様の御審議よろしく願いいたします。

○藤井会長 審議に入ります。御意見のある方、お願いします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○藤井会長 御意見ないようですので、採決に入ります。承認いただける方、挙手をお願いします。

〔賛成者挙手〕

○藤井会長 ありがとうございます。全員賛成ということで、2番、承認いたします。

続きまして、3番、地元委員さん、説明をお願いします。

○13番 13番の熊安です。議案第12号の3は、所有権移転の申請です。

現地確認及び申請者への聞き取りを3月11日に行いましたので、御報告いたします。

現地は、———の位置にあります。お話を伺ったところ、———のため、水稻及び野菜の栽培の農地を取得したいと思い、———の位置にあるこの農地を譲り受けたく、譲渡人は———であるため、譲渡人は相手方の要望により、譲受人は取得しようとするものです。

農地法第3条第2項各号の農地の権利移動の制限に関する事項について、1号の全部効率利用要件から、6号の地域との調和要件まで全て満たしております。

水利組合や保全会の作業にも参加され、支障は生じないものと考えております。以上のことから、農地法第3条第2項各号には該当せず、許可要件の全てを満たしていると判断いたします。皆様の御審議のほどよろしく願いいたします。

○藤井会長 それでは、審議に入ります。御意見のある方、お願いします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○藤井会長 特に御意見ないようですので、採決に入ります。承認いただける方、挙手をお願いします。

〔賛成者挙手〕

○藤井会長 ありがとうございます。全員賛成ということで、3番、承認いたします。

続きまして、4番、地元委員さん、説明をお願いします。

○11番 11番、農業委員の池田です。議案第12号の4は、所有権移転の申請です。

3月7日に横木委員、市職員2名と私の4人で現地確認をしました。

3月11日に譲受人、司法書士さん、行政書士さんに聞き取りを行いましたので、報告します。

現地は、お手元資料の13ページの———の近くです。土地所有者の譲渡人は、———が管理されていた土地です。譲受人は———おられるのですが、土地所有者と———でもあり、このたび、———の農地を購入することにしたということです。取得者は新規就農で、差し替えの営農計画書に、差し替えの差し替えですと書いてあります。農機具の保有状況、小型耕運機、保管しているという、小型耕運機は持っておられないということです。持っておらなかった、草刈り機を所有していただいているということで、それでこの3筆の土地は、2つは遊休農地という状態です。1つは果樹を植えてあって、きちんと管理してありました。2つは遊休農地で、セイタカアワダチソウが茂っておるような状態です。本人も作物の利用計画をいろいろ書いておられますけど、これ以外に、例えば、ワラビとかいうのもやってみたいとか、土手にあるのでワラビをやってみたいとか言っておられましたけど、農機具の所有がちよっと、草刈り機であれなので、野菜の根菜類などは、やるにやられないことはないかと思います。

次に、農地法第3条第2項各号の農地の権利移動の制限に関する事項について説明します。

まず、第1号の全部効率利用要件について、譲受人は耕作要件、農機具はちょっと少ないですけども、取得されればということで、農地の全てを効率的に利用できると見込まれます。

第2号の農地所有適格法人以外の法人の規定及び第3号の信託要件の規定については該当しておりません。

第4の農作業常時従事要件ですが、譲受人は農作業を行う日数について、農作業に従事すると見込まれます。

第5号の転貸禁止要件ですが、今回取得される土地のうち、——というのがあるんですけども、そこが——に当たるとということで、——ですけど、一応、新規取得されてすぐ転貸されないようにということで、3年間の転貸禁止の件は行政書士さんにもお願いしておきました。

第6号の地域調和要件ですが、今回の権利移動により、周辺農地の農業上の効率かつ総合的な利用の確保には支障はないと判断します。以上のことから、農地法第3条第2項各号には該当せず、許可要件の全てを満たしていると判断します。御審議のほどよろしくお願いします。

○藤井会長 審議に入ります。御意見のある方、お願いします。よろしいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○藤井会長 御意見ないようですので、採決に入ります。承認いただける方、挙手をお願いします。

〔賛成者挙手〕

○藤井会長 ありがとうございます。全員賛成ということで、4番、承認いたします。

続きまして、5番、地元委員さん、説明をお願いします。

○4番 4番、関谷です。議案第12号の5は、所有権移転の案件であります。

申請地は、——にある農地——です。現地確認を3月10日に石川小委員長、事務局2名と行いました。また、3月11日に関係者2人から聞き取り調査を行い、3月15日に譲渡人立会の下、農機具の保有状況等、現地の確認を再度行いました。

申請事由は、新規就農によるものですが、譲受人が——ということで、電話による確認しかできないのですが、申請地に隣接する農業倉庫、住宅等含めて今回取得されたいとの申立てでございました。譲受人は、これまで農業経験がないということですが、就農後は——勉強しながら農業に励みたいとの話でした。いずれは近隣の土地も含めて規模拡大し、行く行くは水稻栽培もしたいとのお話です。

なお、農地法第3条第2項の各号に係る許可要件につきましては、営農計画書のとおり確認しましたので、問題ないものと判断しております。

近隣に——であつたり、また認定農業者の方であつたりがいらっしゃいまして、土地の関

係性からいうと、そういう人たちの協力を求めながら、もし許可後には就農されるということであれば、地元としては応援したいなという気持ちはあります。皆様の御審議のほどよろしくお願いいたします。

○藤井会長 審議に入ります。御意見のある方、お願いします。よろしいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○藤井会長 御意見のないようですので、採決に入ります。承認いただける方、挙手をお願いします。

〔賛成者挙手〕

○藤井会長 ありがとうございます。全員賛成ということで、5番、承認いたします。

続きまして、6番、地元委員さん、説明をお願いします。

○12番 12番、松永です。議案第12号の6は、所有権移転の申請です。

現地確認及び申請者への聞き取りを3月12日に行いましたので、報告します。

23ページから26ページを御覧ください。

現地は、—————くらいのところにあります。お話を聞いたところ、譲受人は、申請地の近隣を耕作しており、譲渡人からの申出を受け、申請地を譲り受けることにしたそうです。譲受人は、既に——近く水稻を主として——耕作しております。

農地法第3条第2項各号の農地の権利移動の制限に関する事項について説明します。

第1号の全部効率利用要件について、営農計画書のとおり、必要な農機具等を所有されており、特に問題ないと判断します。

第4号の農作業常時従事要件ですが、これまでの耕作状況から見て、特に問題ないと判断します。

第6号の地域調和要件についても、特に問題ないものと考えております。以上でございます。御審議のほどよろしく申し上げます。

○藤井会長 審議に入ります。御意見のある方、お願いします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○藤井会長 御意見ないようですので、採決に入ります。承認いただける方、挙手をお願いします。

〔賛成者挙手〕

○藤井会長 ありがとうございます。全員賛成ということで、6番、承認いたします。

続きまして、7番、地元委員さん、説明をお願いします。

○3番 3番、小山です。議案第12号の7は、所有権の移転の申請です。

資料は27ページからになります。

場所は、27ページにありますように、—————に位置しております。現地調査及び関係者

の聞き取りを3月5日に行いました。現地は都市計画上、市街化区域になっておりまして、周囲は住宅に囲まれております。また、通る畑も29ページを見ていただくとお分かりと思います。——は宅地になっていますけども、実際は畑で使われております。この近辺も畑でございます。ここは、道路がありません。無道路地の状況であります。したがって、このたび譲受人は、自分の屋敷から直接下りるように階段を造って行くようにするというようなことをおっしゃってりました。周囲農地が購入できれば通路もできるんでしょうけども、———ということで、将来にわたってここは畑としての利用以外は考えられない土地となっております。譲渡人は、現在、———で、農地の保全管理は、この営農計画書では、譲受人が長年草刈りをしてきたというふうに書いてありますが、どうもこれは間違いのようでして、———がおられるということで、———が長年にわたって草刈りをしてこられた。以前ははす田だったそうですが、30年にわたって草刈りをしてこられたというような畑でございます。さらに、当地には、大きな樹木が2本、さらに切り株もありまして、ちょっとそういった手当てをしないと畑にできないような状況です。耕起を二、三回は大型トラクター等でしないと、ちょっと畑として使うのが難しいんじゃないかというふうに思いますけども、たまたま譲受人は土木関係の仕事をしておられるということで、自分のところにある重機を使って木の伐採とか、整地、あるいは———ということをおっしゃっていましたが、———がありますので、そういったところの田んぼ、土をもらって、土を入れ替えたりして畑として使いたいということでございました。

また、譲受人は、———の畑を持っておられて、そこをこちらから通って行って作っておられたようではございますけども、そこはほかの人に貸して、何か無償で貸すと言っておられましたが、この畑をやっていききたいということであります。

一応、家庭菜園的な使い方を考えておられるようでして、———、———しておられてやるというようなことを言っておられるので、———がここで畑を作りたいというようなことをおっしゃっていますので、一応、農地法等から見て、許可基準から見て、特に問題はないんじゃないかというふうに思っております。皆さんの御審議のほどよろしくをお願いします。

○藤井会長 審議に入ります。御意見のある方、お願いします。よろしいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○藤井会長 御意見ないようですので、採決に入ります。承認いただける方、挙手をお願いします。

〔賛成者挙手〕

○藤井会長 ありがとうございます。全員賛成ということで、7番、承認いたします。

続きまして、議案第13号、事務局、説明をお願いします。

○事務局 御説明いたします。議案書は3ページ、資料は31ページからになります。

議案第13号は、農地法第4条の規定による許可申請についてです。

今回提出された件数は1件で、転用目的は駐車場が1件です。

受付番号1は駐車場です。資料は31ページからになります。

農地の種別は集団農地面積0.01haの農地で、いずれの法令にも該当しない農地で、第2種農地と判断します。御審議のほどよろしく願いいたします。

○藤井会長 それでは、1番、地元委員さん、説明をお願いします。

○1番 1番の池田でございます。議案第13号の1は、自宅隣地の農地を駐車場として転用したいという案件でございます。

現地確認を3月10日に、事務局2名と石川小委員長さんと私の4名で行い、3月14日に、本人に事情をお聞きしましたので、報告いたします。

この方は、これまで2度ばかり申請されていて、調査なんかもしていて、よく存じている方です。

現地は、お手元の資料の31ページ、32ページを御覧ください。

———になります。

申請人は、現在、———がありますが、———です。以前から———、既に駐車場とされておりまして、今回許可が必要だということを知ったそうで、始末書もきちんと出してくださいねとお願いしていました。出されているそうです。

31ページにありますように、この農地区分は2種農地です。

そして、家のそばに、ほかに車を止めるような場所もなく、駐車場として必要と思われるので、問題ないかと思います。皆様の御審議をよろしくお願いいたします。

○藤井会長 それでは、審議に入ります。御意見のある方、お願いします。ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○藤井会長 御意見ないようですので、採決に入ります。承認いただける方、挙手をお願いします。

〔賛成者挙手〕

○藤井会長 ありがとうございます。全員賛成ということで、1番、承認いたします。

続きまして、議案第14号、事務局、説明をお願いします。

○事務局 議案第14号、初めに議案資料の修正をお伝えします。お手元の修正連絡表を御覧ください。

議案資料43ページの集団農地面積、こちら修正いたしまして差し替えします。

また、55、63、72ページの周辺説明が差し替えになっております。

それでは、御説明いたします。議案書は4ページ、資料は37ページからになります。

議案第14号は、農地法第5条の規定による許可申請についてで、今回提出された件数は5件です。

転用事由の内訳は、駐車場兼資材置場が1件、農家住宅が1件、太陽光発電設備が3件です。

受付番号1は、駐車場兼資材置場です。資料は37ページからになります。農地の種別は、集団農地面積0.1haの農地で、いずれの法令にも該当しない農地で、第2種農地と判断します。

受付番号2は、農家住宅です。資料は43ページからになります。農地の種別は、集団農地面積72.2haの農地で、施行令第5条第1号に該当する第1種農地です。農用地除外申請中です。

受付番号3は、太陽光発電設備です。資料は49ページからになります。農地の種別は、集団農地面積0.3haの農地で、いずれの法令にも該当しない農地で、第2種農地と判断します。

受付番号4は、太陽光発電設備です。資料は57ページからになります。農地の種別は、集団農地面積0.3haの農地で、いずれの法令にも該当しない農地で、第2種農地と判断します。

受付番号5は、太陽光発電設備です。資料は65ページからになります。農地の種別は、集団農地面積0.2haの農地で、———に位置する規則第45条第2号に該当する第2種農地です。以上です。御審議のほどよろしくお願いいたします。

○藤井会長 それでは、1番、地元委員さん、説明をお願いします。

○11番 11番の池田です。議案第14号の1は、農地を譲り受けて、駐車場兼資材置場に転用するという申請です。

3月7日に、横木委員、市職員2名と私の4人で現地確認をしました。

譲渡人、譲受人への聞き取りを3月14日に行いましたので、報告します。

現地は、お手元資料の37ページの———の近くになります。

譲受人は、———隣に耕作していない遊休農地があり、貸してもらえないかということで、土地所有者に相談し、三、四年前頃から土地を使用貸借していたとのことです。このたび正式に売買するとのことで、所有権移転の申請が出たものです。

現地は、既に半分以上が造成され、駐車場及び資材置場として利用されておりました。本来なら事前に申請すべきところ、事後申請になりますが、やむを得ないと判断いたします。始末書のほうは提出されています。

次に、一般基準ですが、転用の確実性や周辺の営農に支障を及ぼすおそれがないことから、許可基準に該当すると判断します。皆様の御審議よろしくお願いいたします。

○藤井会長 審議に入ります。御意見のある方、お願いします。よろしいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○藤井会長 御意見ないようですので、採決に入ります。承認いただける方、挙手をお願いします。

〔賛成者挙手〕

○藤井会長 ありがとうございます。全員賛成ということで、1番、承認いたします。

続きまして、2番、地元委員さん、説明をお願いします。

○13番 13番、熊安です。議案第14号の2は、譲渡人の農地——に、譲受人が農家住宅をとの所有権移転の申請です。

ページは43ページから48ページまでです。

現地確認を3月10日、事務局お二人と松永さんの4人で行いました。

譲渡人に3月14日、電話をしましたが、つながらなく、夕方に——と譲受人とに連絡が取れましたので、その結果を御報告いたします。

現地は、——にあります。——、——も——されることとなったため、譲渡人より、譲っていただけると申出があり、当該地を選定いたしました。

次に、この案件に係る農地法の許可基準について御説明いたします。

先ほど修正プリントが回ってきましたので、資料の43ページを御覧ください。

資料の43ページにありますように、集団農地面積72.2ha、施行令第5条第1号に該当する農地です。この農地区分第1種農地は、原則転用することが許可されませんが、この申請地は住宅が連担している場所にあり、例外規定であります許可該当法令施行規則第33条第4号の集落接続のため、他法令で農用地除外申請中です。

また、一般基準の転用の確実性、転用面積の妥当性についても許可基準に該当すると判断いたします。皆様の御審議をよろしくお願い申し上げます。

○藤井会長 審議に入ります。御意見のある方、お願いします。どうぞ。

○7番 木原です。所有地がこの方、——借りているのもあるんですが、いずれも耕作していらっしゃるのでしょうか、営農状況を。

○13番 そうですね。今は耕作が何か少し植えられているんですが、1年以内は植えられるとおっしゃっていました。それ以降は植えられないので、今は植えていらっしゃると思いますけど——あ、今もう駄目ですね。もう皆、全部整地されていますね。西から北のほうは。

○7番 今後はどのようになるのでしょうか。

○13番 今後は、家のほうは、代替地で家を建てられます。ここの43ページの申請地というところに家と倉庫を建てられます。

それから、畑とかは、今から借りますということでした。何かあれですね。ああいうふうにも家も土地も全部取られるということは、大変なショックじゃないかなと思うんですが、何か頑張られるそうなので、応援したいと思います。

○7番 農家住宅の規定、1反は経営するというのがあると思うんですけど。

○藤井会長 事務局。

○事務局 すみません。今、この方、———ほど基盤法で借りられている農地がございます。そちらは収容の対象外のところですので、そちらのほうは、特に営農には支障がないということになっております。

○7番 現在、つくっていると。

○事務局 はい。

○藤井会長 ほかにございませんか。よろしいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○藤井会長 特に御意見ないようですので、採決に入ります。承認いただける方、挙手をお願いします。

〔賛成者挙手〕

○藤井会長 ありがとうございます。全員賛成ということで、2番、承認いたします。

続きまして、3番、地元委員さん、説明をお願いします。

○2番 2番、石川です。議案第14号の3は、転用して太陽光発電施設を造りたいという申請です。

3月10日に、事務局と池田委員さんで現地確認を行いました。その後、譲受人、譲渡人からの聞き取りを行いましたので、報告をいたします。

現地は、———にあります。49ページの地図で分かると思うんですが、ほとんど山のようなところなんですが、家が数軒、この上にありますので、割ときれいに管理をされているところではあります。道もすごい斜面で、———とすると、背の高い車はぶつかるという、そういうような地形のところですよ。

譲渡人は———、———いらっしゃいます。———、それまでは管理をしてくれていたんだけどはおっしゃっていましたが、1人ではどうしようもないということで、現在は、農地は全て保全管理の状態になっています。

この13号の3のほうは、ここへ果樹が植わってしまっていて、割と管理がしてあるんですが、聞きましたら、なったらもぐ程度でしたということなんですが、だんだん枯れていっているということで、もう無理ですねということで、1人ではやはり管理ができないということで、譲るということにされたようです。

譲受人については、———なので、問題のないところと思います。

草刈りについては、草の管理については、防草シートが全然効かないということで、年2回草刈りをしますということでしたが、去年みたいにすごく伸びがいいというようなときは、地元から要望があれば対応しますということでした。

それから、周りの水路、それから農道についても、きちっと管理をお願いしますということでお

願いをしました。

それから、53ページになるのかな。配置図が載っていると思うんですが、太陽光パネルの配置図。その左側のほうへ花びらみたいなマークが書いてあるんで、素人で分からんのですがと聞きましたら、ここは木があるということらしいです。この木があるためにパネルを右側に寄せましたということで、ここへ木のマークが入っているんだそうです。確かに、敷地の中で、いっぱいまで右に寄せてありますので、大きな木なんで、もう切らないということです。報告は以上になります。皆様の御審議よろしくをお願いします。

○藤井会長 審議に入ります。御意見のある方、お願いします。よろしいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○藤井会長 御意見ないようですので、採決に入ります。承認いただける方、挙手をお願いします。

〔賛成者挙手〕

○藤井会長 ありがとうございます。全員賛成ということで、3番、承認いたします。

引き続きまして、4番、地元委員さん、説明をお願いします。

○2番 2番、石川です。議案第14号の4は、全く今の内容と一緒になんですが、譲渡、譲受人は同じで、太陽光発電施設を造りたいということなんですが、場所が、先ほどの14号の3のところから左側へ行ったところですね。57ページで分かると思いますが、間へ道がありますが、その左側のほうになります。

ここへ家が1軒、この新幹線から見ると、道の左側に1軒、2軒とあるんですが、2軒目が譲渡人の家で、その前の家が親戚だそうですが、一応了解は取っているということで、問題ないのかなと思います。報告は以上です。

○藤井会長 審議に入ります。御意見のある方、お願いします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○藤井会長 御意見ないようですので、採決に入ります。承認いただける方、挙手をお願いします。

〔賛成者挙手〕

○藤井会長 ありがとうございます。全員賛成ということで、4番、承認いたします。

続きまして、5番、地元委員さん、説明をお願いします。

○14番 14番の末廣です。議案第14号の5は、太陽光発電設備の設置に関する案件で、資料の65ページからです。

現地確認を10日の月曜日に、事務局2名と私で行いました。また、売渡人、譲渡人への聞き取りも当日行いましたので、御報告いたします。

場所は、—————ぐらいに行ったところですね。—————にあるところで

ここで65ページを見ていただいたら分かるんですが、周囲は、——太陽光発電の申請が一遍に一件出たところで、残りが1つ残ったというところですね。今回の右側の白いところが3面あるんですが、あれだけ残って、今回申請が出されたんですが、合同説明会は一昨年、おとしの10月にこれと一緒に全部行っております。水利組合のほうにも今回また改めて連絡するよう申し出ておきました。水利組合のほうからも、後日連絡があつて、双方理解はしましたよということでしたので、申し添えておきます。

業者のほうには、草刈りとか水路の掃除は行うようお願いしておきました。皆様方の御審議のほどよろしくお願いします。

○藤井会長 審議に入ります。御意見ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○藤井会長 特に御意見ないようですので、採決に入ります。承認いただける方、挙手をお願いします。

〔賛成者挙手〕

○藤井会長 ありがとうございます。全員賛成ということで、5番、承認いたします。

続きまして、議案第15号、16号、17号、一括して上程させてください。事務局、説明をお願いします。

○事務局 議案第15号、16号、17号ですね。

初めに御説明なんですが、今月からこちらの議案の表記といいますか、題名が変わりましたので、御説明します。

防府市の地域計画が3月25日に策定される見込みとなっておりまして、策定後はこれまでの基盤法による貸借や所有権移転が終了しまして、今後は農地中間管理事業法により農用地利用集積等促進計画という形で、やまぐち農林振興公社を通した契約によって貸借や所有権移転が進められることになります。

相対契約も間にやまぐち農林振興公社が入っているような形になっております。

本日の議案分からは、この農用地利用集積等促進計画により公告となりますので、今回から変更となっております。そして、この計画について、農業委員会の意見を聞くという議案になっております。

また、議案の登場の順番がこれまでとは少し変わりました。これまでは相対契約が初めに来ておりまして、その後、機構を通した契約という並びでしたが、今後は、まず機構契約、その後、一括契約という形での表示になります。よろしくお願いします。

それでは、御説明いたします。議案書は6ページからです。

議案第15号は、農用地利用集積等促進計画案（所有者・機構間契約）について、議案第16号

は、農用地利用集積等促進計画案（機構・受け手間契約）についてです。

議案第15号、16号につきましては、県で公告予定の利用権設定が15件になります。農地の集積面積は6万5,843m²で、利用権の内訳は、使用貸借権の設定が15件です。

県で公告予定の利用権設定については、議案第15号でやまぐち農林振興公社が借り受けた農地の全てを議案第16号によって貸付けを行うものです。

計画の内容は、議案に記載してあるとおりでございます。

本案件につきまして、農地中間管理事業法第18条第5項の各要件を満たしていると考えます。

続きまして、議案書は16ページからです。

議案第17号は、農用地利用集積等促進計画案（一括契約）についてで、令和7年4月25日公告予定の利用権設定が7件提出されております。

この件の集積面積は1万4,626m²で、利用権の内訳は、使用貸借権の設定が7件です。

計画の内容は議案に記載してあるとおりでございます。

本案件につきまして、農地中間管理事業法第18条第5項の各要件を満たしていると考えます。

御審議のほどよろしく申し上げます。

○藤井会長 それでは、審議に入ります。地元委員さんで説明が必要と思われるもの、その他、御意見、御質問があればお受けしたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

私のほうから、今までこの右側の備考のところに新規とかいろいろ書いてあったんだけど、これ制度が変わったから、これ全部新規という扱いになるんですかね。

○事務局 すみません、今回は記載が漏れております。申し訳ございません。

○藤井会長 今までと同じ表記が本来ならなされるということですね。

○事務局 はい。

○藤井会長 分かりました。

何か御意見、御質問ございませんか。

これでいくと、14ページの12番なんかの譲受人さんは、これは新規ですか、新たにまた、これ——の方ですね。規模拡大なさるんですか。

○11番 規模拡大です。

○藤井会長 順調に行かれておるということですね。

○11番 そうですね、私のところもいいですよということでだんだんね、非常に真面目な方でよくやっておられるので、最初はよその人にちょっとそれはという人もあったんですけどね、今、どんどん遊休農地だけでなく、保全管理してある農地も耕作してほしいというようなのが出まして、まだ増えるのではないかと。本人も—haくらいはやりたいというのを思っておられるんです。よその地区も見られた時あります。1か所でできればやりたいということで、どんどん出てくる状態だった

です。

○藤井会長 大変いいことですから、ぜひこれからも地元委員さん、協力をお願いします。

○11番 非常に評判のいい方ですから。

○藤井会長 ほかに何かございませんか。よろしいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○藤井会長 特に御意見がないようですので、採決したいと思います。議案第15号、16号、17号、承認いただける方、挙手をお願いします。

〔賛成者挙手〕

○藤井会長 ありがとうございます。全員賛成ということで、議案第15号、16号、17号、それぞれ承認いたします。

続きまして、報告事項が12番から18番までございます。目を通していただいて、何か御意見があればお願いいたします。

私のほうから事務局にお聞きするんですけど、32ページの報告第17号、これは時効取得、これ二つの田んぼがどういう関係になってこういうふうになっておるのか、教えていただければ。

○事務局 一応、時効取得なんですけど、法務局から報告という形で時効取得がありましたよという通知だけ来るような形になっておりまして、詳細な経緯についてはこちらも把握しかねるところがございまして。あくまでも今回、形式上交換のような形に見えますけども、公図を見た限りでは、お互いの農地からちょっとはみ出したような形になっておったので、その部分を時効取得という形でされたのだと思われます。

○藤井会長 分かりました。ありがとうございます。

何かございませんか。よろしいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○藤井会長 特にないようですので、以上で議案審議を閉じたいと思います。御協力ありがとうございました。

午後2時40分閉会

会議の経過を記載して、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

令和7年 3月17日

議 長 藤井 伸昌

署名委員

署名委員